年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1	今回	のあ-	っせん	,等(の概要
Ι.	ᄀᄖ	UJ(Y)	ノヒハ	ノモリ	ノノ イトシメル、マケ

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

岡山国民年金 事案 974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 3 月から 41 年 2 月までの期間の国 民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記 録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年3月から41年4月まで

②昭和55年11月から56年9月まで

③昭和56年10月及び同年11月まで

④昭和56年12月から57年3月まで

⑤平成5年4月から6年3月まで

私自身が国民年金保険料納付に関わったことはないが、申立期間①については両親が納付し、申立期間②以降は私の妻が納付していた。

申立期間①と②については、還付してもらった記憶もない上、昭和 55年 11月から 56年 3月までは領収書もあるのに、申立期間の国民年金保険料が還付済みとされていることに納得できない。

申立期間③と④については、昭和 55 年 11 月から 56 年 3 月までの国民 年金保険料を 57 年 4 月に納付した時に一緒に納付しているはずであり、 未加入や未納にしていた記憶は無いので納付の記録に訂正をしてほしい。

また、申立期間⑤については、申立期間前後を納付しており申立期間の み免除の申請をするとは考えられないので納付の記録に訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の特殊台帳には、還付対象期間、還付金額及 び還付決定年月日が記載されており、これらの記載内容に不合理な点は無く、 ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

しかしながら、申立期間のうち昭和 40 年 3 月から 41 年 2 月までの期間については、オンライン記録では国民年金の被保険者とはなっていないが、当該期間は強制被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、国民年金保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、この期間については納付済期間とする必要がある。

- 一方、昭和 41 年 3 月及び同年 4 月については、厚生年金保険に加入している期間であることから、当該期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。
- 2 申立期間②について、申立人が所持する国民年金保険料領収書及び国民年金被保険者名簿より、当該期間②の国民年金保険料を納付している事が確認できるが、昭和55年11月26日付けでの任意加入の資格取得を56年12月7日に取消しをしていることから、当該期間は未加入期間であり、国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない上、ほかに申立期間の国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者名簿には、還付期間及び還付金額が記載されているが、これらの記載内容にも不自然な点は無く、事務処理についても不自然さはみられない。

3 申立期間③及び④について、申立人の妻は、市役所から届いた納付書により昭和57年4月に納付したと申し立てているが、国民年金保険料納付に関する記憶は明確ではない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする、申立人の妻の記録は免除となっている。

申立期間⑤について、申立人の妻は、納付していたはずだと主張する以外 に国民年金保険料の納付方法等に関する記憶は明確でない。

このほか、申立人の妻が申立期間③、④及び⑤に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 3 月から 41 年 2 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 975

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年3月までの国民年金保険料については、 還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 45 年 4 月 30 日に納付した ことを示す国民年金印紙検認記録がある。年金事務所から、当該保険料は 還付済みである旨の回答があったが、私には還付を受けた記憶が無いので、 保険料の納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金印紙検認記録から、申立人は、昭和45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料を、昭和45年4月30日に前納していることが確認できる。

しかしながら、申立人に係る特殊台帳及び申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿のいずれの記録においても、申立人は、昭和 45 年 11 月に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間の国民年金保険料が還付されたことを示す記載が確認できる。

また、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、前述の国民年金保険料の還付がなされたとされる昭和 45 年 11 月に夫の健康保険の被扶養者として認定されたことが確認でき、申立人が任意加入の対象者(被用者年金加入者の配偶者)であったことを踏まえると、当該被扶養者認定を受けた月に、申立人が国民年金の被保険者資格を喪失し、当該資格喪失処理に伴い、既に前納していた申立期間の国民年金保険料を還付されたとする記録に不自然な点は認められない上、ほかに申立期間の保険料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 976

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から43年3月まで

申立期間当時はAをしていたが、収入が少なかったため、母親がPTAの役員を通じて国民年金保険料を納付していた。国民年金の加入手続は、母親が行ったのか自分が行ったのか分からないが、20歳になった時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しているはずである。また、年金記録が記載された郵便が最初に届いた時は、納付済月数が480か月となっていたのに、その後の年金記録は、納付済月数が473か月となっているのは納得できないので、未加入となっている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 7 月に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金に加入したものと推認される上、申立人の国民年金被保険者名簿によると、当該記号番号に係る国民年金被保険者資格取得年月日は同年 4 月 1 日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間となっているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、 これを行ったとする申立人の母親は高齢のため事情を聴取できないことから、 申立期間の国民年金保険料に係る納付状況は明らかでない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1629

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月16日から8年6月1日まで

A社での厚生年金保険被保険者資格取得日が平成8年6月1日となっているが、私は、その前に勤務していたB社を退職後すぐに就職したと記憶している。A社での資格取得日をB社での資格喪失日である平成7年8月16日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する預金通帳から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は、オンライン記録と一致している上、同社から提出された社会保険被保険者台帳における申立人の資格取得日も平成8年6月1日となっており、同社の担当者は、このことについて、同日を資格取得日とする資格取得届を同社が提出したと考えられる旨回答している。

また、当該担当者は、当時の賃金台帳は残っていないが、資格取得日前である申立期間の厚生年金保険料控除は行っていない旨回答している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。